平成２４年（フ）第６４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目294番地７にいさとビル303
債務者　眞榮田すぎゑ（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０８２号
大阪市淀川区十三元今里２丁目21番６号　プルミエールみすたに101号
債務者　青木　成定
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２号
神戸市北区筑紫が丘７丁目13番地の７、従前の住所神戸市北区緑町６丁目33番２号
債務者　松原　重喜
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０３号
神戸市北区筑紫が丘７丁目13番地の７、従前の住所神戸市北区緑町６丁目33番２号
債務者　松原美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０号
神戸市東灘区青木３丁目５番14―308号
債務者　押川　　瞳
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０号
神戸市中央区熊内橋通３丁目１番15号　杉山マンション301
債務者　佐々木玉伊
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目35番21―301号　第２みずほビル
債務者　平山　　等
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
神奈川県横須賀市長井３丁目21番46号　コーポ龍崎202
債務者　新谷　純郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８号
神奈川県三浦郡葉山町一色473番地の１　町営滝の坂住宅Ａ―103
債務者　古川　英吉
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４４号
青森市大字大別内字萩原30番地９
債務者　神　　弘樹
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
熊本県菊池市泗水町豊水６番地２
債務者　山川久未子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２５４号
名古屋市中川区東中島町５丁目165番地
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７６８８号
神奈川県横浜市青葉区千草台46―48
破産者　上林　　實
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６９９号
東京都墨田区八広３丁目28―17―２Ｆ
破産者　井田　明憲
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７６８号
東京都足立区辰沼１丁目２―９―403
破産者　長谷川和也
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７６９号
東京都港区六本木３丁目４―６　１Ｆ
破産者　円山　正史
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８００号
東京都大田区東馬込２丁目８―12―203
破産者　草薙みや子
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１２号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目27―21　リヴィエール湘南Ⅰ―104
破産者　岡山伸一こと　徐　　伸一
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８４２号
神奈川県相模原市南区旭町15―23
破産者　森田　芳弘
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部